

総合取引約款 新旧対照表

下線部分変更

変更前	変更後
<p><b>(総合取引の利用)</b>            第2条 お客様は、この約款及び当社が別に定める約款に基づいて次の各号に掲げる取引をいつでもご利用いただけます。</p> <p>①～⑥ (省略)</p> <p>2 お客様は、前項第⑥号のうち利金・分配金等を累積投資口に入金する場合の取引については、次の各号に掲げる取引方法によりご利用いただけます。</p> <p>① (省略)</p> <p><u>②利金・分配金等のうち当社において円貨で支払われるものを第2章に定める中期国債ファンド累積投資口へ入金する方法。</u></p> <p><u>③利金・分配金等のうち当社において円貨で支払われるものを第2章に定めるMMF累積投資口へ入金する方法。</u></p> <p>④利金・分配金等のうち当社において外国通貨で支払われるものを第2章に定める外貨建MMF累積投資口へ入金する方法。(ただし、当社で取扱う外貨建MMFの外国通貨に限ります。)</p> <p><b>(届出印鑑)</b>            第4条の2 お客様は、総合取引開始時に印鑑を届出いただきます。ただし、すでにそのお届け出がされている場合は、その印影が届出印鑑となりますので、改めてお届けいただく必要はありません。</p> <p><b>(解約)</b>            第13条 この契約は、次の各号又は第44条のいずれかに該当したときに解約されるものとします。</p> <p>①お客様から解約のお申出があったとき。</p> <p><u>②払込金が引き続き1年を超えて払込まれなかったとき。ただし、前回買付けの日から1年以内に保管中の有価証券の果実又は償還金によって指定された有価証券の買付けができる場合、又は定期的引出契約が締結されている場合の当該契約については、この限りではありません。</u></p> <p>③当社が累積投資業務を営むことができなくなったとき。</p> <p>④証券投資信託受益証券又は受益権が償還されたとき。</p> <p>2～3 (省略)</p>	<p><b>(総合取引の利用)</b>            第2条 お客様は、この約款及び当社が別に定める約款に基づいて次の各号に掲げる取引をいつでもご利用いただけます。</p> <p>①～⑥ (現行どおり)</p> <p>2 お客様は、前項第⑥号のうち利金・分配金等を累積投資口に入金する場合の取引については、次の各号に掲げる取引方法によりご利用いただけます。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p><u>② (削除)</u></p> <p><u>③ (削除)</u></p> <p>②利金・分配金等のうち当社において外国通貨で支払われるものを第2章に定める外貨建MMF累積投資口へ入金する方法。(ただし、当社で取扱う外貨建MMFの外国通貨に限ります。)</p> <p><b>(届出印鑑)</b>            第4条の2 お客様は、総合取引開始時に印鑑をお届け出いただきます。ただし、すでにそのお届け出がされている場合は、その印影が届出印鑑となりますので、改めてお届けいただく必要はありません。</p> <p><b>(解約)</b>            第13条 この契約は、次の各号又は第46条のいずれかに該当したときに解約されるものとします。</p> <p>①お客様から解約のお申出があったとき。</p> <p><u>② (削除)</u></p> <p>②当社が累積投資業務を営むことができなくなったとき。</p> <p>③証券投資信託受益証券又は受益権が償還されたとき。</p> <p>2～3 (現行どおり)</p>

変更前	変更後
<p><b>(解約時の取扱)</b> 第 14 条 <u>第 45 条</u>の規定は本章においてこれを準用いたします。</p> <p><b>(届出事項の変更)</b> 第 15 条 <u>第 48 条</u>の規定は本章においてこれを準用いたします。</p> <p><b>(その他)</b> 第 16 条 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。 2 <u>第 47 条</u>の規定は、本章においてこれを準用いたします。 3 (省略)</p> <p><b>(解約)</b> 第 22 条 <u>第 44 条</u>の規定は本章においてこれを準用いたします。</p> <p><b>(解約時の取扱い)</b> 第 23 条 <u>第 45 条</u>の規定は本章においてこれを準用いたします。</p> <p><b>(免責事項)</b> 第 24 条 <u>第 47 条</u>の規定は本章においてこれを準用いたします。</p> <p><b>(届出事項の変更)</b> 第 25 条 <u>第 48 条</u>の規定は本章においてこれを準用いたします。</p> <p><b>(受渡期日)</b> 第 27 条 受渡期日はお客様が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して 4 営業日目とします。</p> <p><b>(解約)</b> 第 33 条 <u>第 44 条</u>の規定は本章においてこれを準用いたします。</p> <p><b>(解約時の取扱い)</b> 第 34 条 <u>第 45 条</u>の規定は本章においてこれを準用いたします。</p> <p><b>(免責事項)</b> 第 35 条 <u>第 47 条</u>の規定は本章においてこれを準用いたします。</p> <p><b>(届出事項の変更)</b> 第 36 条 <u>第 48 条</u>の規定は本章においてこれを準用いたします。</p>	<p><b>(解約時の取扱)</b> 第 14 条 <u>第 47 条</u>の規定は本章においてこれを準用いたします。</p> <p><b>(届出事項の変更)</b> 第 15 条 <u>第 50 条</u>の規定は本章においてこれを準用いたします。</p> <p><b>(その他)</b> 第 16 条 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。 2 <u>第 49 条</u>の規定は、本章においてこれを準用いたします。 3 (現行どおり)</p> <p><b>(解約)</b> 第 22 条 <u>第 46 条</u>の規定は本章においてこれを準用いたします。</p> <p><b>(解約時の取扱い)</b> 第 23 条 <u>第 47 条</u>の規定は本章においてこれを準用いたします。</p> <p><b>(免責事項)</b> 第 24 条 <u>第 49 条</u>の規定は本章においてこれを準用いたします。</p> <p><b>(届出事項の変更)</b> 第 25 条 <u>第 50 条</u>の規定は本章においてこれを準用いたします。</p> <p><b>(受渡期日)</b> 第 27 条 受渡期日はお客様が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して 4 営業日目 <u>(2019 年 7 月 16 日以降は 3 営業日目)</u>とします。</p> <p><b>(解約)</b> 第 33 条 <u>第 46 条</u>の規定は本章においてこれを準用いたします。</p> <p><b>(解約時の取扱い)</b> 第 34 条 <u>第 47 条</u>の規定は本章においてこれを準用いたします。</p> <p><b>(免責事項)</b> 第 35 条 <u>第 49 条</u>の規定は本章においてこれを準用いたします。</p> <p><b>(届出事項の変更)</b> 第 36 条 <u>第 50 条</u>の規定は本章においてこれを準用いたします。</p>

変更前	変更後
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(解約)</p> <p>第44条 この約款における各取扱は、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものとします。</p> <p>①～⑤ (省略)</p> <p>⑥お客様が第49条に定めるこの約款の変更に同意しない場合</p> <p>⑦お客様が口座開設時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>⑧お客様が暴力団員、暴力団関係者、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>⑨お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>⑩やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(解約時の取扱い)</p> <p>第45条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振込国債、一般債、投資信託受益権、上場投資信託受益権、振替株式、受益証券発行信託の受益権等及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。</p> <p>(公示催告等の調査等の免除)</p> <p>第46条 当社はお預りしている有価証券に係る公示催告の申立て、除権決定の確定等について調査及びご通知はいたしません。</p>	<p>(買付注文に係る決済代金の取扱い)</p> <p>第44条 有価証券の買付注文に係る決済代金(約定代金および注文執行に係る手数料等)の全部又は一部の受入がされず、決済期日において不足金が発生する場合は、お客様の計算において反対売買する措置又は当社でお預りしているお客様の有価証券を換金し当該代金を不足金に充当する措置、その他当社が相当と認める措置をとらせていただきます。</p> <p>(お預り金)</p> <p>第45条 当社は、円貨及び外貨に係わらず、お客様からお預りした金銭に対しては、利子、その他のいかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。</p> <p>(解約)</p> <p>第46条 この約款における各取扱は、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものとします。</p> <p>①～⑤ (現行どおり)</p> <p>⑥ (削除)</p> <p>⑥お客様が口座開設時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>⑦お客様が暴力団員、暴力団関係者、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</p> <p>⑧お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</p> <p>⑨やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき</p> <p>(解約時の取扱い)</p> <p>第47条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振込国債、一般債、投資信託受益権、上場投資信託受益権、振替株式、受益証券発行信託の受益権等及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。</p> <p>(公示催告等の調査等の免除)</p> <p>第48条 当社はお預りしている有価証券に係る公示催告の申立て、除権決定の確定等について調査及びご通知はいたしません。</p>

変更前	変更後
<p><b>(免責事項)</b>  第47条 当社は、次の各号に掲げる損害については、その責を負いません。  ①～⑥ (省略)</p> <p><b>(届出事項の変更)</b>  第48条 印章を失ったとき、又は印鑑、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号、「内部者に関する届出」その他の届出事項に変更があったときは、当社所定の手続によって遅滞なく当社に届け出ていただきます。  2～3 (省略)</p> <p><b>(本約款の変更)</b>  第49条 この約款は、法令の変更、<u>監督官庁の指示または日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めるときは、変更されることがあります。</u>なお、この約款の内容が変更され、<u>お客様の従来権利を制限したり、新たな義務を課すことになる場合には、その変更事項をご通知させていただきます。</u>また、<u>上記に係わらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載、または時事に関する事項を掲載する日刊新聞等による公告に代える場合があります。</u>この場合、<u>所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更に同意いただいたものとして取扱います。</u></p>	<p><b>(免責事項)</b>  第49条 当社は、次の各号に掲げる損害については、その責を負いません。  ①～⑥ (現行どおり)</p> <p><b>(届出事項の変更)</b>  第50条 印章を失ったとき、又は印鑑、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号、「内部者に関する届出」その他の届出事項に変更があったときは、当社所定の手続によって遅滞なく当社に届け出ていただきます。  2～3 (現行どおり)</p> <p><b>(本約款の変更)</b>  第51条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、<u>その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。</u><u>改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p>